

令和5年度

長野市立 昭和小学校 P T A 総会 要綱

◇ 内容

1 新任職員紹介（省略）

2 議事

事前配布の本ファイルをご覧ください。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 令和4年度事業報告について | PTA 総会要綱参照 |
| (2) 令和4年度一般会計及び特別会計決算について | PTA 総会要綱参照 |
| (3) 会計監査報告 | PTA 総会要綱参照 |
| (4) 令和5年度新役員の承認 | 別途配布の名簿参照 |
| (5) 令和5年度事業計画案について | PTA 総会要綱参照 |
| (6) 令和5年度予算案について | PTA 総会要綱参照 |
| (7) 令和5年度の PTA 活動における変更点について | PTA 総会要綱参照 |
| (8) 顧問の設置について | 別途配布の名簿参照 |

昭和小学校 校歌

古き伝えも懐かしき ここに建てたる学舎に 日ごと集い 共に学ぶ 山麗しく水清く 村は明るく人直き ここに生まれて育ちつつ 共に励み日ごと遊ぶ 改まりゆく世に立ちて 父祖が開きしこの村を 高きのぞみ深く睦ぶ	二つの村があいよりて 花の春も 月の秋も 我らが幸を 友よ讃えん 村は明るく人直き 暑き夏も 雪の冬も この楽しさを友よ思わん 心養い身を鍛え とわに伝え いよ興し 明日の日本を友よ築かん	伝田 青磁 作詞 平井康三郎 作曲
--	--	----------------------

【目次】

令和4年度各部会事業報告	p1~9
令和4年度 P T A 会計決算書	10
令和4年度 P T A 特別会計決算書	11
令和5年度各部会事業計画案	12~15
令和5年度 P T A 会計予算案	16
令和5年度 P T A 特別会計予算案	17
令和5年度の PTA 活動における 変更点について	18~20
P T A 規約	21~24
P T A 個人情報取扱規則	25・26
P T A 慶弔規定	27
P T A 申し合わせ事項	28・29
P T A 学級役員選出マニュアル	30

OPTA 総会については、本年度も中止とします。

本 PTA 総会要綱はホームページに掲載します。表決は昨年同様 Web 上で行います。よろしくお願いいたします。また、個人情報保護のため、委員長・部会長・会計監査員等の名前は削除してあります。

令和4年度 P T A事業内容の概要と課題

部会名【 本会（正副会長） 】

1 令和4年度の活動内容
4月7日 総委員会の開催 4月13日 第1回常任委員会（顧問、会長、副会長、各部長および学校職員で縮小開催） 4月15日 総会（コロナウィルス感染拡大防止のためWEB決議） 9月3日 しょうわつ子ふれあい広場コロナウィルス感染拡大防止の為中止 2月22日 第2回常任委員会（顧問、会長、副会長、各部長および学校職員で縮小開催） 通年 あいさつ運動、手指消毒の実施（毎月第1月曜日）感染拡大防止の為中止 三役会の開催 その他 ・学区安全対策会議への参加（春・冬） ・市PTA連合会事業への参加（研修会、教育懇談会、ブロック長会、理事会） ・市PTA連合会屏南ブロック協議会事業の運営（ブロック長当番校） ・学校行事・PTA行事への参加（入学式・運動会・音楽会・資源回収・親子作業・卒業式） ・歴代会長会への参加（コミュニティースクール発足・150周年行事実行委員発足について）
2 令和4年度の成果と課題
【PTA総会】 ・今年度もコロナウィルス感染拡大防止により活動が制限される中でしたが、PTA総会は昨年に引き続きWEB決議を行いPTA会費の徴収方法の変更についてなど明確な決議ができました。 【あいさつ運動（手指消毒）】 ・本年度は感染拡大の波を受け、止む無く中止といたしました。 【各部会の事業関係】 ・コロナウィルス感染拡大防止も踏まえLINEを利用して各部との意思疎通を図りました。コロナ以後を見据え、知恵を絞り出来ることはしっかり行い、縮小できることは変更するための準備を行う、新たなPTAを模索した一年でした。 【研修会等】 ・市PTA連主催の研修会は本年度から参集形式とZOOMでのWEB研修とが無事行われました。 【その他】 ・市PTA理事として教育懇談会や市教育委員会との会議での意見交換など、市内の子どもたちの今後の学びや保護者を取り巻く環境の変化についてなど、ご意見させていただきました。貴重な機会をいただきました。
3 申し送り事項
・引続き感染症の状況や教育環境の変化を踏まえ、子どもたちにとって何が必要かを見極めながら、より良いPTA運営を続けていきたい。 ・長野市大人与子どもの心得八か条を周知できるよう努力する。
4 令和5年度 特に考慮したいこと
・本年度、各部と密に連携を取る中で挙がった意見や要望等をもとに各部でも申し送りを行ってもらい来年度以降、皆さんの積極的な参加の上で全役員の負担軽減やICTの利用による効率化など時代に合ったPTAの形を検討し、より良いPTA運営につなげていきたい。

令和4年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [家庭教育委員会]

1 令和4年度の活動内容	
4月7日 年2回 4月～翌2月 5月～翌2月 6月4日 6月10日 7月19日 9月2日 9月3日 9月10日 11月6日 2月8日	第1回家庭教育委員会開催 委員会だより「ほほえみ」第1号（10月）・第2号（2月）発行 防犯パトロール活動への協力 「まなざし第38集」と感想ノートの回覧 運動会警備協力（中止） 第2回家庭教育委員会開催 校内研修会「給食試食会・給食参観・栄養講義」⇒学校給食センター見学 「PTAふれあい広場」前日準備（中止） 「PTAふれあい広場」への協力（中止） 「PTA犀南ブロック協議会研修会」への参加 （集合研修） テーマ「そうだ。大きな夢・目標、今から作っちゃおう！」 「PTA犀南ブロック協議会親の会」への参加 （zoom配信） テーマ「コロナ禍あの今だからこそ考えたい『スポーツの持つ力』」 第3回家庭教育委員会開催
2 令和4年度の成果と課題	
(1) 「まなざし」と感想ノートの回覧 ・新型コロナウイルス感染予防対策として、消毒液を同封したり、おおまかな回覧期間を設けて、日程は明記せず、学級閉鎖時も臨機応変に対応できるようにしました。予定通りに回覧ができず、2回回覧のところ、1回の回覧になるクラスもありましたが、多くのクラスは、問題なく回覧ができました。現在の状況から、消毒液が家にある家庭も多く、使用量も少なかったことから、消毒液は不要と思います。「まなざし」の回覧については、「コロナ禍で顔を合わせる機会が少ない中、よいコミュニケーションツールになった」という意見もありましたが、一方で、回覧の意義を問う意見やWEB上での視聴を希望する声もありました。 (2) PTA犀南ブロック協議会「親の会・研修会」 ・「研修会」は、集合研修で実施されました。「大変興味深い内容で、参加してよかった」との声が多く聞かれました。 ・「親の会」は、zoomで実施されました。「家で子供がいる中でも参加しやすかった」との声も聞かれました。 (3) 学校給食センター見学 ・今年度は、人数制限もあり、委員の希望者だけで行きましたが、給食センターの様子や、給食への思いなどを聞くことができて大変有意義だったとの感想がありました。給食参観や給食の試食会なども希望する声も聞かれたため、その時の状況を見ながら、開催を検討できればいいと思います。 (4) 委員会だより「ほほえみ」 ・今年度は、研修会参加や給食センター見学などの活動報告だよりとして、前期・後期の2回発行しました。今後も、親子で興味をもって読んでもらえるように工夫し、発行していただきたいと思います。今後の発行方法については、負担の軽減やSDGsの観点からも、紙での配布ではなく、WEBでの閲覧も検討してほしいとの意見もありました。	
3 申し送り事項	
・今年度は、人数制限があるなど、新型コロナウイルスによる影響もありましたが、感染予防対策を徹底したうえで、予定していた活動を行うことができ、参加してみると、とてもよかったと前向きな意見も多く聞かれました。情勢が大きく変化する中、様々な意見がありますが、現状を見据えながら、子どもたちの健やかな成長を第一に、よりよい活動ができるよう期待しています。	

令和4年度 P T A事業内容の概要と課題

部会名【学級会長会】

1 令和4年度活動内容

- 4月7日 P T A総委員会出席、第1回学級会長会
 4月13日 第1回P T A常任委員会
 4月15日 P T A総会 ⇒【中止】
 5月下旬 単位P T A新学級会長研修会への参加 ⇒ 動画配信になり、各自で視聴
 6月4日 運動会当日の警備等協力 ⇒ 運動会受付、出口案内に変更
 6月 新旧正副部会長会（ふれあい広場引継ぎ）⇒【中止】
 6月18日 第1回単位P T A保護者代表者会 ⇒ 会長のみ参加
 7月下旬 第2回学級会長会（ふれあい広場について）⇒【中止】
 9月2日 前日・ふれあい広場への協力 ⇒【中止】
 9月3日 当日・ふれあい広場への協力 ⇒【中止】
 11月13日 長野市P T A連合会研修会への参加 ⇒ 全校から希望者のみ参加
 2月4日 第3回学級会長会（来年度クラス役員選出について）⇒ 5年のみ開催
 他の学年はグループLINEで連絡
 2月 日 第2回単位P T A保護者代表者会 ⇒
 2月22日 P T A常任委員会 ※会長のみ参加

その他 学級懇談会司会進行

2 令和4年度の成果と課題

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、ほとんどの活動が縮小、または中止となった。
- ・ 今年度からP T A会費徴収が口座引き落としに変更された。
- ・ 運動会の受付、出口案内を学級会長会で行ったが、1部、2部、3部の入れ替え時間が生徒と保護者で混雑してしまった。来年度も行う場合は、改善が必要。
- ・ コロナ禍で、何年も茶話会が中止になっている。引き継ぎもなく、茶話会自体知らない保護者が多くなっている。

3 申し送り事項

令和4年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [教養部]

1 令和4年度の活動内容	
3月 24日	新役員顔合わせ、部長・副部長・班長・副班長選出 班毎新聞作成の引継ぎ
4月 7日	第1回部会 ◎活動について及び役割分担◎新聞づくりの流れ◎運動会警備と取材について◎ふれあい広場について◎防犯プレートについて◎各班打ち合わせ
4月 16日	PTA広報紙作成研修会（部長・班長・副班長で参加）⇒本年度中止、PTA広報作成のポイントをまとめた動画研修を実施（各自）
6月 4日	運動会警備協力⇒本年度中止
7月 25日	しょうわの輪 第207号発行
7月 下旬	第2回部会（ふれあい広場役割分担・詳細説明）⇒本年度中止
9月 3日	ふれあい広場協力⇒本年度中止
12月20日	しょうわの輪 第208号発行
2月 中旬	第3回部会（◎1年間の反省と来年度に向けて◎来年度部内役員決めについて◎茶話会）⇒本年度中止
3月 上旬	しょうわの輪 第209号発行
3月 23日	2023年度 教養部役員決め部会（部長・副部長・班長・副班長選出、引継ぎ）
2 令和4年度の成果と課題	
・物価高騰の中、予算内で3回発行にとっても苦勞しました。班長に何度も印刷会社と打ち合わせをしてもらいページ数を減らしたり校正の見直しを行い3回発行に至りました。 ・来年度はWEB版など検討する必要があると思います。	
3 申し送り事項	
・今年度は、写真撮影が困難でした。先生方が撮影した写真を使用させていただき助かりました。来年度もよろしくお願いします。 ・また、部会の開催が難しく、班長の負担がとて大きくなってしまいました。新聞作成にあたっては、各班のメンバーの役割をしっかりと決め、分担して作業ができるようにするとよいと感じました。	
4 令和4年度 特に考慮したいこと	
・予算内で3回発行が難しい為、予算変更よりはWEB版への切替時期に来ていると感じました。 ・来年度の新聞発行については、PTAにて、発行の回数、発行媒体など検討していただきたいです。 ・年度当初にPTA会長（PTA事務局）から「個人情報に関するお願い」のお便りを来年度も出していただきますようお願いいたします。	

令和4年度 事業内容の概要と課題

部会名[厚生部]

1 令和4年度の活動内容
4月 7日 正副選出 5月27日 春のPTA作業前日準備・打ち合わせ→中止 5月28日 春のPTA親子作業→中止 6月 4日 運動会警備→中止 8月 下旬 ふれあい広場打ち合わせ→中止 9月 3日 ふれあい広場当日→中止 11月 4日 秋のPTA作業前日準備・打ち合わせ 11月 5日 秋のPTA親子作業 2月 1年間の反省→中止
2 令和4年度の成果と課題
・今年度も秋のPTA作業のみとなりましたが、6年生の保護者・先生方にご協力頂き、日頃手の届かないところも清掃する事ができた。
3 申し送り事項
・作業場所決め等については、作業前日の打ち合わせの前に作業分担決めの打ち合わせの時間を取り、6年の先生方や役員と連携して進めていくようにする。 ・作業内容によっては軽トラックがあると便利だった。 ・力仕事や高い場所の作業があるので、大勢のお父さんの参加を呼びかけると良い。 ・ベルマーク集計は時間がかかるので、人数を増やしてやるとよい。
4 令和4年度 特に考慮したいこと
・多くのお父さんに参加頂く為の呼びかけを積極的に行うと良い。 ・PTA作業での部員の役割、作業内容をしっかり把握する。

令和4年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名〔環境整備部〕

1	令和4年度活動内容
5月中旬～下旬	第1回部会(運動会警備について・年間計画)⇒中止
6月4日	運動会警備協力⇒中止
7月中旬	第2回部会(運動会警備の反省・PTAバザー運営について)⇒中止
未定	第1回地区正副会長との合同会議⇒中止
8月29日～9月1日	PTAバザー品物集め⇒中止
9月 2日	PTAバザー前日準備・品物搬入・値付け等⇒中止
9月 3日	PTAバザー開催⇒中止
10月11日	第3回部会(資源回収について)
10月15日	秋の資源回収
11月上旬	第4回部会(資源回収の反省)⇒アンケートにて実施
2月上旬	第5回部会(活動の反省)⇒中止
2	令和4年度の成果と課題
	(運動会警備協力) 運動会警備はありませんでした。 (PTAバザー) ふれあい広場・バザー開催中止の為、合同会議などのその他の活動もありませんでした。 (資源回収) 事前の部会の際、宝資源さんより回収物や当日の動きについて説明をしていただきました。 1週間前より学校敷地内にコンテナを設置し、持ち込んでもらう方法と、当日の朝地区ごと回収し、学校へ運ぶ二通りの方法で行いました。 当日の回収方法や場所については各地区ごと異なりましたが、問題はありませんでした。 コロナ感染拡大予防のためアルミ缶の回収は行いませんでした。
3	申し送り事項
	(PTAバザー) 前年度からの申し送り事項より 衣類の回収検討、値札の付け方、開店前に並んでいる方への配慮。 (資源回収) 子供の数が減ってきているため回収が困難な地区がある。 コロナ禍で実施することに対し、不安を抱えている方もいるため安心して行えるための工夫や配慮が必要。
4	令和5年度 特に考慮したいこと
	(資源回収) 上記、申し送り事項同様。

令和4年度 PTA 事業内容の概要と課題

部会名 [校外生活部]

1 令和4年度の活動内容	
年4回	地区子供会参加(年4回) → なし 事前に配布される用紙に連絡事項を記入・提出
4/19	第1回部会 → LINEにて: 事業計画案確認・通学路危険箇所調査について
5/20	第2回部会 → LINEにて: 通学路危険箇所調査 報告書作成・「こどもを守る安心の家」訪問について
4-6月	通学路危険箇所調査 各自治会と全校へのアンケート形式による調査
6/4	運動会の警備協力 → 分散開催により本年度なし
6/10	第1回学区安全対策会議(部会長) → 規模縮小により不参加
6-7月	「こどもを守る安心の家」訪問と結果報告書提出
7月	通学路危険箇所調査報告書を各自治会に提出
8/27	第3回部会 → 中止(ふれあい広場 中止につき)
9/2-3	しょうわっ子ふれあい広場協力 → なし
12月	「こどもを守る安心の家」備品交換
1/20	第2回学区安全対策会議(部員全員) → 規模縮小により不参加
2/3	第4回部会(2/3) → LINEにて: 今年度の活動の反省・引継ぎ等について
適時・ 随時	交通当番表作成 / 地区懇談会参加 / 各地の行事参加 / 防犯パトロールステッカー掲示
2 令和4年度の成果と課題	
●部会・書類のやり取りのLINE化 今年度もコロナ禍という事もあり、部会や連絡事項、提出書類などはLINEで行いました。スケジュールに都合が付きやすい反面、LINEやスマホを使い慣れていない部員への配慮が必要だと感じました。 ●通学路危険箇所調査と報告 今年度も調査はwebアンケート方式となり、全校メールで配信した調査結果に基づき、地区ごと報告書を作成しました。しかしながらコロナ禍により、例年の「自治会」「学校」「児童」「PTA」が一堂に会した現地調査がないため、意識共有に乏しく、危険箇所の改善へ繋がりがづらいと感じました。一方報告書に関しては、本会の協力を経て、「PTAのしおり」による全校への配信、「もしかもマップ」によるマップ化により、児童・保護者へ周知徹底が進んだものと思います。	
3 申し送り事項	
●交通当番表について 作成にあたり各地区、当番開始時間を確認してください。各地区の児童数により当番周期が異なりますが、ご理解ご協力をお願いしたいです。 ●通学路危険箇所調査について コロナ禍により中止が続いていた現地調査を行うようでしたら、早々に各所へ手配が必要かと思うので、学校側の指示を仰ぎながら進めていただきたいと思います。 ●「こどもを守る安心の家」訪問について 新規追加や廃止、名簿異動などがあったので、新名簿がきたら間違いがないか確認してください。	
4 令和5年度 特に考慮したいこと	
コロナ禍による活動縮小により、自治会や地域の皆様との交流が疎かになってしまっているため、来年度以降は連絡を密にいただき、児童の為に足並みを揃えていっていただきたいと思います。	

令和4年度 PTA 事業内容の概要と課題

部会名 [校外生活部]

1 令和4年度の活動内容	
年4回	地区子供会参加(年4回) → なし 事前に配布される用紙に連絡事項を記入・提出
4/19	第1回部会 → LINEにて: 事業計画案確認・通学路危険箇所調査について
5/20	第2回部会 → LINEにて: 通学路危険箇所調査 報告書作成・「こどもを守る安心の家」訪問について
4-6月	通学路危険箇所調査 各自治会と全校へのアンケート形式による調査
6/4	運動会の警備協力 → 分散開催により本年度なし
6/10	第1回学区安全対策会議(部会長) → 規模縮小により不参加
6-7月	「こどもを守る安心の家」訪問と結果報告書提出
7月	通学路危険箇所調査報告書を各自治会に提出
8/27	第3回部会 → 中止(ふれあい広場 中止につき)
9/2-3	しょうわっ子ふれあい広場協力 → なし
12月	「こどもを守る安心の家」備品交換
1/20	第2回学区安全対策会議(部員全員) → 規模縮小により不参加
2/3	第4回部会(2/3) → LINEにて: 今年度の活動の反省・引継ぎ等について
適時・ 随時	交通当番表作成 / 地区懇談会参加 / 各地の行事参加 / 防犯パトロールステッカー掲示
2 令和4年度の成果と課題	
●部会・書類のやり取りのLINE化 今年度もコロナ禍という事もあり、部会や連絡事項、提出書類などはLINEで行いました。スケジュールに都合が付きやすい反面、LINEやスマホを使い慣れていない部員への配慮が必要だと感じました。 ●通学路危険箇所調査と報告 今年度も調査はwebアンケート方式となり、全校メールで配信した調査結果に基づき、地区ごと報告書を作成しました。しかしながらコロナ禍により、例年の「自治会」「学校」「児童」「PTA」が一堂に会した現地調査がないため、意識共有に乏しく、危険箇所の改善へ繋がりがづらいと感じました。一方報告書に関しては、本会の協力を経て、「PTAのしおり」による全校への配信、「もしかかもマップ」によるマップ化により、児童・保護者へ周知徹底が進んだものと思います。	
3 申し送り事項	
●交通当番表について 作成にあたり各地区、当番開始時間を確認してください。各地区の児童数により当番周期が異なりますが、ご理解ご協力をお願いしたいです。 ●通学路危険箇所調査について コロナ禍により中止が続いていた現地調査を行うようでしたら、早々に各所へ手配が必要かと思うので、学校側の指示を仰ぎながら進めていただきたいと思います。 ●「こどもを守る安心の家」訪問について 新規追加や廃止、名簿異動などがあったので、新名簿がきたら間違いがないか確認してください。	
4 令和5年度 特に考慮したいこと	
コロナ禍による活動縮小により、自治会や地域の皆様との交流が疎かになってしまっているため、来年度以降は連絡を密にさせていただき、児童の為に足並みを揃えていっていただきたいと思います。	

令和4年度 PTA 事業内容の概要と課題

部会名 [地区正副会長会]

1 令和4年度の活動内容

- 1.第1回地区子ども会参加(4月14日)→学校より役員の参加見合わせ依頼あり不参加
- 2.危険箇所調査(5月予定)→アンケートにより協力
- 3.運動会(6月4日)
- 4.第2回地区子ども会参加→見合わせ・連絡用紙で対応、地区懇談会開催→開催なし
- 5.環境整備部、地区正副会長会との合同会議→開催なし
- 6.PTAふれあい広場→開催なし
- 7.PTA資源回収→各地区内での協力
- 8.第3回地区子ども会参加→見合わせ・連絡用紙で対応
- 9.地区正副会長会→開催なし。今年度の振り返り、来年度への要望をアンケートにより実施
- 10.第4回地区子ども会参加→見合わせ・連絡用紙で対応

※その他

- ・各地区、各自治会行事等の運営及び参加
- ・校内消毒作業(コロナ対策)→未実施

2 令和4年度の成果と課題

- ・PTA行事については、少しずつ開催を検討する時期を迎えていると思われます。
開催については負担軽減との両立を検討する必要があることも課題。
- ・地区におけるPTA活動は、各地区の自治会・育成会の意向があることから、各地区での実施となりました。

3 申し送り事項

- ・地区子ども会については紙面による連絡とあわせて、参加できる地区は参加するハイブリッド方式を採用してはどうか。
- ・SNS等の活用も効率化・負担軽減になるが役員会(本会・正副会長会)を定期的に開催し、進捗状況を確認することも必要かもしれません。

4 令和5年度 特に考慮したいこと

- ・コロナ禍、withコロナのため、各取り組みについて決定するまでに時間を要する場面が多いですが、早めの連絡ができるよう配慮できればよいと思います。

令和4年度PTA一般会計決算報告

令和5年3月31日
長野市立昭和小学校PTA 会長
会計幹事

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,446,937	1,034,456	412,481

1 歳入

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(②-①)	備考
1 繰越金	375,932	375,932	0	
2 PTA会費(安全互助会費含む)	1,060,000	1,051,000	▲ 9,000	
3 特別会計繰入金	0	0	0	
4 その他の収入	0	20,000	20,000	県将来世代応援県民会議よりCAP研修への助成金
5 利息	5	5	0	
合計	1,435,937	1,446,937	11,000	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(①-②)	備考
1 総務費	1,131,610	888,381	243,229	
(1) 事務費	100,000	10,557	89,443	印刷用インク・紙 他
(2) 会議費	10,000	8,418	1,582	
(3) 慶弔費	50,000	5,000	45,000	
(4) 市P連負担金	258,770	259,170	▲ 400	¥400×646 振込手数料770
(5) 入学式卒業式補助金	36,000	36,000	0	生花・松レンタル
(6) 旅費	5,000	700	4,300	
(7) 通信費	0	0	0	
(8) 運動会お茶	0	0	0	
(9) 図書費補助金	450,000	450,000	0	
(10) 渉外費	100,000	0	100,000	
(11) 地区負担金	0	0	0	
(12) 活動費補助金	0	0	0	
(13) PTA安全互助会費	76,840	76,036	804	
(14) 転出に伴う会費返金	5,000	3,500	1,500	1学期¥1,500×1 2学期¥1,000×2
(15) 研修補助費	40,000	39,000	1,000	CAPながのへ謝礼
2 家庭教育委員会費	25,000	17,388	7,612	
(1) 研究助成費	15,000	12,610	2,390	まなざし・よりよいPTA
(2) 事務費	5,000	4,778	222	
(3) 会議費	5,000	0	5,000	
3 学級会長会費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
4 教養部費	110,000	115,170	▲ 5,170	
(1) サークル助成金	0	0	0	
(2) PTA通信印刷費	100,000	115,170	▲ 15,170	しょうわの輪207号208号209号
(3) 事務費	5,000	0	5,000	
(4) 会議費	5,000	0	5,000	
5 厚生部費	45,000	11,653	33,347	
(1) 環境整備費	40,000	11,653	28,347	PTA作業飲み物
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
6 環境整備部費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
7 校外生活部費	5,000	1,864	5,000	
(1) 講習会費	0	0	0	
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
(3) 運営費	0	1,864	▲ 1,864	安心の家装備品
8 地区PTA会長会費	10,000	0	10,000	
(1) 会議費	10,000	0	10,000	
9 予備費	99,327	0	99,327	
合計	1,435,937	1,034,456	403,345	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます

令和 5年 3月 22日

会計監査

令和4年度PTA特別会計決算報告

令和5年3月31日

長野市立昭和小学校PTA 会長

会計幹事

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,592,488	253,199	1,339,289

1 歳入

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(②-①)	備考
1 前年よりの繰越金	1,478,776	1,478,776	0	
2 PTAバザー売上	50,000	0	▲ 50,000	
3 ふれあい広場売上	20,000	0	▲ 20,000	
4 資源回収	100,000	113,700	13,700	
5 雑収入	25	12	▲ 13	利息
合計	1,648,801	1,592,488	▲ 56,313	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(①-②)	備考
1 金管バンド活動補助金	120,000	120,000	0	
2 街頭指導旗購入費/班長旗購入費	20,000	0	20,000	
3 環境設備費	15,000	16,720	▲ 1,720	資源回収手数料
4 金管バンド県外大会参加補助	50,000	50,000	0	
5 卒業証書ホルダー補助	54,000	57,820	▲ 3,820	¥590×98
6 児童会費補助	30,000	8,659	21,341	
7 PTA寄贈テント代	0	0	0	
8 予備費	10,000	0	10,000	
			0	
			0	
			0	
			0	
		0	0	
合計	299,000	253,199	45,801	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます

令和5年3月22日

会計監査

令和5年度 事業計画（案）

【 本会（正副会長） 】

- 1 総委員会の開催(部会ごと教室にて実施) (4/7)
- 2 常任委員会の開催 (4/12・2/21)
- 3 総会の開催(WEB 決議) (4/14~4/20)
- 4 三役会の開催 (年間約6回)
- 5 親子作業(春・秋)の企画補佐・資源回収日程の調整
- 6 運動会の運営支援(警備) (6/3)
- 7 しょうわっこふれあい広場の企画・運営 (10/7)
- 8 あいさつ運動の実施(児童登校時の手指の消毒(正副会長))
- 9 学区安全対策会議、学校行事、その他会議への出席
- 10 市PTA連合会事業への参加
・青少年健全育成フェスティバル・研究集会・専門委員会(2回/年)等
- 11 市PTA連合会、犀南ブロック協議会事業への参加
・役員会(年5回)・研修会(7/22)・親の会(9/9)
- 12 県PTA連合会事業への参加・新役員研修会等

【 家庭教育委員会 】

- 1 校内研修会、給食参観と試食会 (コロナウイルス感染状況により実施時期・方法検討)
- 2 運動会への警備協力 (6/3)
- 3 犀南ブロック「研修会」参加 (/)
- 4 しょうわっこふれあい広場への協力 (10/7)
- 5 犀南ブロック「親の会」参加 (/)
- 6 活動報告書「ほほえみ」発行 (年1~2回)
- 7 「まなざし」回覧 (年間)
- 8 家庭教育委員会開催 (年3~4回)

【 学級会長会 】

- 1 PTA常任委員会 (4/12)
- 2 PTA総会【PTAメールで確認】(4/14) Web決議(4/20)
- 3 保護者代表者・学級会長研修会への参加 (4/23)
- 4 運動会当日の警備等協力 (6/3)
- 5 臨時学級会長会(ふれあい広場について) (7月下旬予定)
- 6 ふれあい広場への協力 (10/6~7)
- 7 市PTA連合会研修会の参加 (11/18)
- 8 学級会長会 役員選出について(1月下旬予定)
- 9 PTA常任委員会 (2/21)

※授業参観後の懇談会の司会進行 次年度役員選出の司会進行

※学級会長会 年2、3回開催する予定

【 教 養 部 】

- 1 第1回部会 (4/7)
- 2 運動会警備協力
- 3 第2回部会 (8月下旬~9月上旬予定)
- 4 ふれあい広場への協力
- 5 しょうわの輪発行
第210号 (7月)
第211号 (12月)
第212号 (3月)
- 6 第3回以降部会 (2月を計画)

※「しょうわの輪」発行に際する、各班の編集会議
(発行時期に合わせ、各2~3回)

【 厚 生 部 】

- 1 第1回部会 (4/7)
 - ・新部長・副部長選出
 - ・年間計画について
- 2 第2回部会 (5/26)
 - ・春のPTA作業打合せ (時間未定)
- 3 春のPTA作業 (5/27)
- 4 運動会の警備 (6/3)
- 5 第3回部会 (8月下旬予定)
 - ・ふれあい広場について
- 6 ふれあい広場への協力 (10/6～7)
- 7 第4回部会 (10/27)
 - ・秋のPTA作業打ち合わせ (時間未定)
- 8 秋のPTA作業 (10/28)
- 9 第5回部会 (2月)
 - ・1年間の反省

【 環境整備部 】

- 1 第1回部会 (5月中旬～下旬)
5月中旬～下旬 ・運動会警備について
 - ・年間計画 ほか
- 2 運動会警備協力 (6/3)
- 3 第2回部会 (7月中旬)
 - ・運動会警備の反省
 - ・PTAバザー運営について ほか
- 4 第1回地区正副会長との合同会議 (未定)
- 5 PTAバザー品物集め (未定)
- 6 PTAバザー前日準備・品物搬入・値付け等 (10/6)
- 7 PTAバザー開催 (10/7)
- 8 第3回部会 (9月下旬)
 - ・PTAバザーの反省
 - ・資源回収について ほか
- 9 資源回収実施 (10/14)
- 10 第4回部会 (11月上旬)
 - ・資源回収の反省 ほか
- 11 第5回部会 (2月上旬)
 - ・活動の反省

【 校外生活部 】

1. 第1回部会 (4 / 14)
 - 事業計画案確認
 - 通学路危険箇所調査について
2. 通学路危険箇所調査 (5 / 12)
3. 第2回部会 (5 / 25)
 - 通学路危険箇所調査 報告書作成について
 - 「こどもを守る安心の家」訪問について
4. 運動会の警備協力 (6 / 3)
5. 第1回学区安全対策会議 部長のみ (6 / 9)
6. 「こどもを守る安心の家」訪問と結果報告表作成・備品交換
7. 第3回部会 (9月下旬予定)
 - ふれあい広場について
8. しょうわっ子ふれあい広場協力 (10 / 7)
9. 第4回部会 (1 / 18)
 - 第2回学区安全対策会議について
 - 今年度の活動についての振り返り
10. 第2回学区安全対策会議 部員全員 (第4回部会と同日)

その他

交通当番表作成 / 地区懇談会参加 (危険箇所等の報告等)
各地の行事参加 / 防犯パトロールステッカー掲示

【 地区正副会長会 】 事業計画

1. 第1回地区こども会参加 (4月14日) →学校より役員の参加見合わせ依頼あり不参加
 2. 危険箇所調査 (5月予定)
 - ・校外生活部への協力
 3. 運動会 (6月3日)
 - ・警備協力
 4. 第2回地区こども会参加、※地区懇談会開催 (7月10日)
※地区懇談会は、各地区担当の先生と各地区役員で開催するか相談して決定してください。
 5. 環境整備部、地区正副会長会との合同会議 (8月下旬予定)
 - ・PTAバザーについて
 6. PTAふれあい広場
 - ・バザー準備 (10月6日)
 - ・バザー実施 (10月7日)
 - ・環境整備部への協力
 7. PTA資源回収 (5月8日～14日、7月3日～9日、10月9日～14日)
※学校に設置したコンテナへ各自
が搬入する方法です。
 - ・環境整備部への協力
※コンテナ設置期間、『地域への周知』のご協力をお願いします。
 8. 第3回地区子ども会参加 (12月5日)
 9. 地区正副会長会 (1月下旬予定)
 10. 第4回地区こども会参加 (2月29日)
- ※ その他
- ・各地区、各自治会行事等の運営及び参加

令和5年度 PTA一般会計予算（案）

令和5年4月14日
長野市立昭和小学校PTA

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,472,486	1,472,486	0

1 歳入

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 繰越金	412,481	375,932	36,549	
2 PTA会費(安全互助会費含む)	1,060,000	1,051,000	9,000	¥2,000×530 (家庭数500職員30)
3 特別会計繰入金	0	0	0	
4 その他の収入	0	20,000	▲ 20,000	
5 利息	5	5	0	
合計	1,472,486	1,446,937	25,549	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 総務費	1,070,490	888,381	182,109	
(1) 事務費	50,000	10,557	39,443	印刷機インク・紙代 等
(2) 会議費	10,000	8,418	1,582	
(3) 慶弔費	30,000	5,000	25,000	
(4) 市P連負担金	264,770	259,170	5,600	¥400×660 振込手数料770
(5) 入学式卒業式補助金	36,000	36,000	0	生花・松レンタル
(6) 旅費	5,000	700	4,300	
(7) 図書費補助金	450,000	450,000	0	
(8) 渉外費	30,000	0	30,000	
(9) 活動費補助金	30,000	0	30,000	児童会費補助(特別会計より移動)
(10) PTA安全互助会費	77,150	76,036	1,114	
(11) 転出児童会費返金	5,000	3,500	1,500	
(12) 卒業証書ホルダー補助	72,570	0	72,570	¥590×123(特別会計より移動)
(13) 研修補助費	0	39,000	▲ 39,000	
(14) 運動会来賓お茶代	10,000	0	10,000	
2 家庭教育委員会費	25,000	17,388	7,612	
(1) 研究助成費	15,000	12,610	2,390	まなざし・よりよいPTA
(2) 事務費	5,000	4,778	222	
(3) 会議費	5,000	0	5,000	
3 学級会長会費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
4 教養部費	157,500	115,170	42,330	
(1) サークル助成金	0	0	0	
(2) PTA通信印刷費	150,000	115,170	34,830	しょうわの輪210号・211号・212号
(3) 事務費	2,500	0	2,500	
(4) 会議費	5,000	0	5,000	
5 厚生部費	45,000	11,653	33,347	
(1) 環境整備費	40,000	11,653	28,347	PTA作業(春・秋)飲み物、謝礼
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
6 環境整備部費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
7 校外生活部費	30,000	1,864	28,136	
(1) 講習会費	0	0	0	
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
(3) 運営費	5,000	1,864	3,136	安心の家装備品
(4) 街頭指導旗購入費/班長旗購入費	20,000	0	20,000	(特別会計より移動)
8 地区PTA会長会費	10,000	0	10,000	
(1) 会議費	10,000	0	10,000	
9 予備費	124,496	0	124,496	次年度繰越金含む
合計	1,472,486	1,034,456	438,030	

歳出予算の各項目に過不足が生じた場合は流用できるものとする。

令和5年度 PTA特別会計予算（案）

令和5年4月14日

長野市立昭和小学校PTA

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,559,301	82,300	1,477,001

1 歳入

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 前年よりの繰越金	1,339,289	1,478,776	▲ 139,487	
2 PTAバザー売上	50,000	0	50,000	
3 ふれあい広場売上	20,000	0	20,000	
4 資源回収	150,000	113,700	36,300	
5 雑収入	12	12	0	利息
合計	1,559,301	1,592,488	▲ 33,187	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 金管バンド活動補助金	50,000	120,000	▲ 70,000	
2 街頭指導旗購入費／班長旗購入費	0	0	0	(一般会計へ)
3 環境設備費	22,300	16,720	5,580	資源回収手数料
4 金管バンド県外大会参加補助	0	50,000	▲ 50,000	
5 卒業証書ホルダー補助	0	57,820	▲ 57,820	(一般会計へ)
6 児童会費補助	0	8,659	▲ 8,659	(一般会計へ)
7 PTA寄贈品	0	0	0	
8 予備費	10,000	0	10,000	
合計	82,300	253,199	▲ 170,899	

令和5年4月12日

昭和小学校PTA会員の皆様

令和5年度 昭和小学校PTA会長

令和5年度のPTA活動における変更点について

春和の候、昭和小学校PTA会員の皆様におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。また普段よりPTA活動にご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

新年度を迎え、昨年度よりPTA三役会・常任委員会にて議論されてきた事項について皆様に周知いただきたく、この春のPTA総会（WEB決議）の資料として書面をもってお知らせいたします。

PTA会費について コロナ禍に減額したPTA会費でしたが、この3年間の活動の縮小により予想を超える繰越金が発生していました。またアフターコロナの今後はおそらくPTA会費の増額が必要になりますが、本年度PTA会費は2000円のままとし、不足分は例年通り繰越分から使用することとします。また、令和5年度末より今後発生する繰越金は単年度会計の正常化のために10%以上の繰越が出た場合は返金とし、それ以下は次年度当初に必要な分を除き、周年行事などに使われる特別会計への繰入を行うことといたします。

部会の統合について PTA役員の負担軽減のために部会の統合と再編を検討していましたが、令和6年度から【厚生部】を廃止し、【本会】と【学級会長会】に再分担することといたしました。具体的には、春と秋の親子作業の企画立案を担当教員と【本会】にて行い、【学級会長会】で人員の配置を行うよう調整していただく形です。そのため、本年度総会にてPTA規約の変更を行いました。変更点は別紙『PTA規約の改正（案）』と改正後の『昭和小学校PTA規約』をご確認ください。

資源回収について 本年度からは地区ごとの回収作業を行わず、期間中に学校内に設置したコンテナへ各自資源の搬入を行ってもらう形に変更いたします。
本年度は①5/8(月)~5/14(日) ②7/3(月)~7/9(日) ③10/9(日)~10/14(土)の三回を予定しております。

地区役員について また、資源回収担当の地区役員【環境整備部】については学校内の行事への参加は10/7 予定の「ふれあい広場」のみとなるため、今後の活動が縮小傾向であれば【厚生部】と同様に引続き統合・再編を検討していくものとします。

交通当番について 昨年度、年間の負担回数や実施個所への人員配置の必要性、我が子の通らない箇所への分担など、かねて各地区において懸案事項となっていた事案の全体へのヒアリングを行いました。各地区役員の皆様へは、本年度春の危険箇所調査の折にヒアリング後の資料を参考に交通当番上の安全確認と方法の見直しや保護者の負担軽減のための取組をお願い致します。

昭和小学校 PTA 規約の改正（案）

改正前	改正後
（部会等） 第 13 条 本会に、次の部会並びに委員会（以下「部会」という）を置く。 (1) 家庭教育委員会 (2) 学級会長会 (3) 教養部 <u>(4) 厚生部</u> (5) 環境整備部 (6) 校外生活部 (7) 地区 P T A 会長会	（部会等） 第 13 条 本会に、次の部会並びに委員会（以下「部会」という）を置く。 (1) 家庭教育委員会 (2) 学級会長会 (3) 教養部 (4) 環境整備部 (5) 校外生活部 (6) 地区 P T A 会長会
（部員選出） 第 21 条 部員選出は、次のとおりとする。 (1) 家庭教育委員会、学級会長会、教養部、<u>厚生部</u>は各学級より 1 名、学校職員より若干名を選出する。 (2) 環境整備部、校外生活部は各地区 P T A より 1 名、地区 P T A 会長会は 2 名（各地区 P T A 正副会長）、学校職員より若干名を選出する。	（部員選出） 第 21 条 部員選出は、次のとおりとする。 (1) 家庭教育委員会、学級会長会、教養部は各学級より 1 名、学校職員より若干名を選出する。 (2) 環境整備部、校外生活部は各地区 P T A より 1 名、地区 P T A 会長会は 2 名（各地区 P T A 正副会長）、学校職員より若干名を選出する。
（部会事業） 第 22 条 各部会の事業は次のとおりとする。 (1) 家庭教育委員会 県 P、市 P 連合会と連携を取りながら、家庭教育向上のため、相互に研修し合い、併せて P T A 活動の充実を図るための活動を行う。 (2) 学級会長会 児童の学校生活の充実とその理解を深め、学校と社会と家庭との連携を強化するための研究、指導を行う。 (イ) 学級 P T A 授業参観、教育相談、会員の研修及びその他学級活動に必要と認められる事項などについて、協議並びに連絡調整を行う。 (ロ) 学年 P T A 学級 P T A の連合体で、学年共通の問題などについて、協議並びに連絡調整を行う。 (3) 教養部 会員の研修のために講演会の開催、同好会の結成、通信の発行及びその他の活動を行う。 <u>(4) 厚生部</u> <u>会員の親睦を深めるために研修を行うとともに、広く福祉に関する研究や P T A 作業等の活動</u>	（部会事業） 第 22 条 各部会の事業は次のとおりとする。 (1) 家庭教育委員会 県 P、市 P 連合会と連携を取りながら、家庭教育向上のため、相互に研修し合い、併せて P T A 活動の充実を図るための活動を行う。 (2) 学級会長会 児童の学校生活の充実とその理解を深め、学校と社会と家庭との連携を強化するための研究、指導を行う。また、P T A 作業等の活動を行う。 (イ) 学級 P T A 授業参観、教育相談、会員の研修及びその他学級活動に必要と認められる事項などについて、協議並びに連絡調整を行う。 (ロ) 学年 P T A 学級 P T A の連合体で、学年共通の問題などについて、協議並びに連絡調整を行う。 (3) 教養部 会員の研修のために講演会の開催、同好会の結成、通信の発行及びその他の活動を行う。

を行う。 (5) 環境整備部 学校の教育的環境の整備を図るために、資源回収・バザー等の活動を行う。 (6) 校外生活部 児童が安全な生活を送るための環境づくりや調査、研究と具体的な指導等を行う。 (7) 地区PTA会長会 児童の校外における生活をより健全なものにするための研究や協議及び指導等を行う。 2 各部会は、相互に密接な連絡調整を図り、協力しPTA活動の活性化に努めるものとする。	(4) 環境整備部 学校の教育的環境の整備を図るために、資源回収・バザー等の活動を行う。 (5) 校外生活部 児童が安全な生活を送るための環境づくりや調査、研究と具体的な指導等を行う。 (6) 地区PTA会長会 児童の校外における生活をより健全なものにするための研究や協議及び指導等を行う。 2 各部会は、相互に密接な連絡調整を図り、協力しPTA活動の活性化に努めるものとする。
(委員) 第23条 委員は、次に掲げる者とする。 (1) 第14条第1項第1号に該当する本会正副会長 (2) 第13条第1号に該当する家庭教育委員会正副委員長 (3) 第13条第2号に該当する学級会長及び学年会長 (4) 第13条第3号から第6号に該当する教養部、<u>厚生部</u>、環境整備部及び校外生活部正副部長 (5) 第13条第7号に該当する地区PTA会長 (6) 学校職員（若干名） 2 委員の任期は、第15条を準用する。	(委員) 第23条 委員は、次に掲げる者とする。 (1) 第14条第1項第1号に該当する本会正副会長 (2) 第13条第1号に該当する家庭教育委員会正副委員長 (3) 第13条第2号に該当する学級会長及び学年会長 (4) 第13条第3号から第6号に該当する教養部、環境整備部及び校外生活部正副部長 (5) 第13条第7号に該当する地区PTA会長 (6) 学校職員（若干名） 2 委員の任期は、第15条を準用する。
	附則（令和5年4月21日） この規約は、総会議決日より施行し、令和6年4月1日より運用する。

昭和小学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、昭和小学校PTAといい、事務局を昭和小学校内に置く。

(目的)

第2条 当会は、家庭と学校が協力し、昭和小学校の教育を振興し、児童の健全な成長をめざし、会員相互の親和と協力によって、次の各号を目的とする。

- (1) 学校の教育活動協力に関すること。
- (2) 児童の校外生活指導に関すること。
- (3) 学校の教育的環境整備に関すること。
- (4) 児童の健康促進に関すること。
- (5) 会員相互の教養活動、親睦に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するに必要なこと。

(方針)

第3条 当会は、教育を本旨とする民主団体であり、常に中立性を堅持する。

第4条 当会は、児童の健全育成のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第5条 当会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努める。

第6条 当会は、学校の管理運営や教職員の人事には関与しない。

第7条 当会は、昭和小学校に在籍する児童の父母と教員及び本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

(会計)

第8条 当会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

第9条 会費は、総会において定め、月毎、または一年分を一括して納めることができる。

第10条 当会の費用は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第11条 当会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(組織構成)

第12条 当会は次の会並びに委員会を置く。

- (1) 本会
- (2) 常任委員会

第2章 本会

(部会等)

第13条 本会に、次の部会並びに委員会（以下「部会」という）を置く。

- (1) 家庭教育委員会
- (2) 学級会長会
- (3) 教養部
- (4) 環境整備部
- (5) 校外生活部
- (6) 地区PTA会長会

(役員)

第14条 第12条第1号の役員選出は、次のとおり行う。

- (1) 本会正副会長は、会長1名、副会長4名（内1名は教頭）とし、常任委員会において決定し、総会の承認を得る。
- (2) 本会に、常任委員会の推薦により、会計監査2名を置く。

(3) 本会に、幹事若干名を置くことができるものとし、会長が委嘱する。

2 前条各号の役員選出は、次に従い各組織構成員の互選とする。

(1) 学級会長会は、会長1名、副会長1名、学年会長各学年1名とする。

(2) 前号を除く各部会は、部会長（委員会は委員長、以下「部会長」という）1名、副部会長（委員会は副委員長、以下「副部会長」という）2名（内1名は教員）とする。

第15条 役員の任期は、定期総会から次の定期総会までの間とする。ただし再任は妨げない。欠員に伴う補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 本会に、参与を置き、学校長がその職にあたる。

第17条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

（役員の任務及び兼任）

第18条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、当会を代表し、会務を統括し、必要に応じ各部会の開催を要請することができる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はその任務を代行する。

(3) 第13条各号に該当する部会長は、各組織内の会議司会及び会務の統括、その他を行う。

(4) 第13条各号に該当する副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある場合はその任務を代行する。

(5) 会計監査は、会計を監査する。

(6) 幹事は、会長の指示を受け事務及び会計を行う。

(7) 参与は、教職員の統括の他、当会の活動に関し指導助言を行う。

2 役員の兼任は、次のとおりとする。

(1) 家庭教育委員会の委員長は、第14条第2項の規定に関わらず、本会副会長が兼任する。

（総会）

第19条 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要により臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会長が会員を招集して開催する。

3 総会の議長は、原則として前任の会長とし、会長が委嘱する。

4 総会における議事は次のとおりとする。

(1) 規約の変更に関する事。

(2) 事業計画並びに収支予算の決定に関する事。

(3) 事業報告並びに収支決算の承認に関する事。

(4) 第12条第1号の役員の承認に関する事。

(5) その他PTAの活動上極めて重要で、総会の審議に付することが適当と判断される事項。

（部会）

第20条 部会は、必要に応じ各部会長が招集して開き、それぞれ会務の運営について、研究、協議、実践をする。

（部員選出）

第21条 部員選出は、次のとおりとする。

(1) 家庭教育委員会、学級会長会、教養部は各学級より1名、学校職員より若干名を選出する。

(2) 環境整備部、校外生活部は各地区PTAより1名、地区PTA会長会は2名（各地区PTA正副会長）、学校職員より若干名を選出する。

（部会事業）

第22条 各部会の事業は次のとおりとする。

(1) 家庭教育委員会

県P、市P連合会と連携を取りながら、家庭教育向上のため、相互に研修し合い、併せてPTA活動の充実を図るための活動を行う。

(2) 学級会長会

児童の学校生活の充実とその理解を深め、学校と社会と家庭との連携を強化するための研究、指導を行う。

(イ) 学級PTA

授業参観、教育相談、会員の研修及びその他学級活動に必要と認められる事項などについて、協議並びに連絡調整を行う。

(ロ) 学年PTA

学級PTAの連合体で、学年共通の問題などについて、協議並びに連絡調整を行う。

(3) 教養部

会員の研修のために講演会の開催、同好会の結成、通信の発行及びその他の活動を行う。

(4) 環境整備部

学校の教育的環境の整備を図るために、資源回収・バザー等の活動を行う。

(5) 校外生活部

児童が安全な生活を送るための環境づくりや調査、研究と具体的な指導等を行う。

(6) 地区PTA会長会

児童の校外における生活をより健全なものにするための研究や協議及び指導等を行う。

2 各部会は、相互に密接な連絡調整を図り、協力しPTA活動の活性化に努めるものとする。

第3章 常任委員会

(委員)

第23条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 第14条第1項第1号に該当する本会正副会長
- (2) 第13条第1号に該当する家庭教育委員会正副委員長
- (3) 第13条第2号に該当する学級会長及び学年会長
- (4) 第13条第3号から第6号に該当する教養部、環境整備部及び校外生活部正副部長
- (5) 第13条第7号に該当する地区PTA会長
- (6) 学校職員(若干名)

2 委員の任期は、第15条を準用する。

(会議)

第24条 会議は、会長が招集し開催する。

- 2 会議の議長は、副会長が務める。
- 3 決議は、出席委員の過半数以上の賛同をもって可決する。

(議事)

第25条 議事は、次のとおりとする。

- (1) 総会への諮問案件の審議、議決
- (2) 規定並びに申し合わせ事項の制定若しくは変更に関する審議、議決
- (3) その他、本会の活動に関する協議、審議、議決

第4章 雑則

第26条 当会は、必要に応じ地区育成会と協議して、事業を共催することができる。

第27条 当会は、必要に応じ他のPTAや教育団体と協議して、事業に参加することができる。

第28条 当会の会員の家族(成人に達した者)は、会員の代理ができる。

第29条 当会に、基金を置くことができる。基金は常任委員会の議決を経て活用することができる。

第30条 教養部の下部組織として、研修のための同好会(読書・コーラス等)を結成することができる。同好会(会員10名以上の場合)は、所定の手続きを経て、補助金(若干)を受けることができる。補助金の額は、

常任委員会において決定する。

(規約の変更)

第31条 この規約を変更する場合は、総会の議決によらなくてはならない。

(補足)

第32条 この規約に定めるものの他、必要事項について常任委員会の議決及び承認を経て、別に定めることができる。

附則（昭和62年4月1日）

この規約は、昭和62年4月1日より実施する。

附則（平成6年4月1日）

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。

附則（平成12年4月1日）

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。ただし第13条第1号、第18条第2項、第21条第1号、第22条第1号及び第2号並びに第23条第1項第2号の「父親委員会」に関する規定については、当該年度定期総会以後の臨時総会若しくは評議委員会の決議日より施行する。

附則（平成13年12月17日）

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。

附則（平成19年4月21日）

この規約は、総会議決日より施行する。

附則（平成23年4月23日）

この規約は、総会議決日より施行する。

附則（令和5年4月21日）

この規約は、総会議決日より施行し、令和6年4月1日より運用する。

長野市立昭和小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長野市立昭和小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、三役及び理事とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 会費集金、管理、その他の文書の送付

(2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

(研修)

第16条 本会は、三役及び理事に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「長野市立昭和小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和4年4月22日より施行する。

昭和小学校 P T A 慶弔規定

本会の慶弔規定を次のとおり定める。

1 弔慰及び見舞

(1) 父母会員及び児童の場合

ア 死亡弔慰 父母会員の死亡の場合は本会から 1 万円、学級 P T A から 5 千円の 香料を持って、会長、学級会長、学級担任が弔問する。

児童死亡についてもこれに準ずる。ただし、児童の弔問については学校で配慮する。

イ 病氣見舞 病氣見舞 P T A としては一切行わない。

ウ 不慮の災害 本会から 5 千円、学級 P T A から 5 千円の見舞金を送る。

(主として火災)

(2) 学校職員の場合

ア 死亡弔慰 本人死亡の場合は本会から 1 万円、学級 P T A から 5 千円の香料を持って、会長、学級会長、児童代表が弔問する。

実親、妻子死亡の場合は、本会から 5 千円の香料を持って、会長が弔問する。

イ 病氣見舞 病氣見舞の判定は、正副会長、当該学級会長が連絡し合って行うものとし、本会から 5 千円、学級 P T A から 5 千円の見舞金を送る。

ウ 不慮の災害 本会から 5 千円、学級 P T A から 5 千円の見舞金を送る。

(主として火災)

2 その他

(1) 上記の規定によりがたい場合には、三役会において対応を決定する。

(2) 上記 1 弔慰及び見舞、学級 P T A で行うものについては、本会会計から支出する。

(3) 学級担任を持たない学校職員に対しては、学級担任の例に準じて本会で行う。

(4) 本規定により慶弔を受けた者は、金品による返礼はしないものとする。

この規定は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から実施する。

この規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

この規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から実施する。

この規定は、令和 2 年 9 月 4 日から実施する。

この規定は、令和 4 年 4 月 21 日より実施する。

昭和小学校PTA 申し合わせ事項 (R2.1.17 現在)

- 1 会長および副会長（以下、本会正副会長）の選出にあたっては、できるだけ多くの会員が役員を経験できるよう、原則的に重複した選出を避けるものとし、会長が委嘱する委員により策定した基準に基づいて、公平かつ公正な選出を図るものとする。
また、会長の選出にあたっては、地区が片寄らないよう配慮し、今井、原、御厨の各地区の輪番で選出することを原則とする。なお、選考事情によっては原則によらなくてもよいこととする。
- 2 学級役員の選出にあたっては、できるだけ多くの会員が役員を経験できるよう、原則的に重複した選出を避けるものとし、「学級役員選出マニュアル」に基づいて、公平かつ公正な選出を図るものとする。
- 3 各部会（家庭教育委員会、学級会長会、教養部、厚生部、環境整備部、校外生活部、地区PTA会長会）の正副部会長および六学年の学年会長の選出にあたっては、過去に本会正副会長、各部会の正副部会長および六学年の学年会長を経験した者（の家庭）は対象としないこととする。
- 4 地区選出PTA役員と学級選出PTA役員を兼任しないこととする。但し、やむをえない事情があり兼任する場合には、各部会の正副部会長の対象としないこととする。
なお、地区選出PTAの部会とは、環境整備部、校外生活部、地区PTA会長会（各地区PTA副会長）とする。やむをえない事情により兼任することになった役員は、偏ることなく、それぞれの部会（兼任している複数部会）において積極的に活動するものとする。
- 5 第1子が第一学年の会員（家庭）については、部会長の対象としないこととする。ただし、前述の第3項から第5項までのいずれの場合であっても、本人が希望する場合には、その就任を妨げないものとする。
- 6 学級会長会においては、六学年より会長を選出するとともに、六学年の学年会長は別に選出する。なお、六学年の学年会長が、卒業式の謝辞を担当する。
学年会長の選出にあたっては、一学年の学年会長は1組、二学年の学年会長は2組というように組の輪番によることを原則とし、該当する組の無い学年にあつては、該当する学年の学級会長の互選により選出する。なお、五学年の学年会長が、学級会長会の副会長を兼任する。
また、中学校入学式において新入生の保護者代表挨拶等の依頼があつた場合は、該当する中学校へ入学する生徒のいる会員（家庭）から公平に選出することを原則とする。
- 7 家庭教育委員会副委員長、および教養部、厚生部の正副部長は、第3項から第5項の非対象者を除く全学級役員から選出する。

- 8 環境整備部、校外生活部の正副部長は、第3項から第5項の非対象者を除く全地区役員から選出する。

地区PTA会長会の会長は、第3項から第5項の非対象者を除く各地区PTA会長より選出し、地区PTA会長会の副会長は、各地区PTA副会長より選出する。

- 9 選出対象者で、特殊事情により正副部会長ができない者は、該当する各部会にて話し、判断してもらうこととする。

- 10 学級PTA等において飲食を伴う活動をする場合は、次の各号を満たすものであって、必要に応じ各単位組織ごとに定める申し合わせ事項に従い実施することとする。

- (1) 明確な活動目的を持ったものであること。
- (2) 単位組織会員の過半数の同意を得たものであること。
- (3) できる限り、簡素簡略化に努め、会員に対し、身体的または精神的もしくは財政的に過度な負担を強いるものでないこと。

- 11 各単位組織における賛否両論の意見は互いに尊重し合い、賛否の行為を対象とした誹謗中傷はしないこと。なお、学校長およびPTA会長は、これらに反すると判断される活動を行った組織に対し、以降の活動を制限することができる。

(平成24年度役員選出時から適用、一部平成29年度に変更。)

昭和小学校PTA 学級役員選出マニュアル

◎選出する役員と昨年度の主な仕事

④学級役員

- ・学級会長・・・学級懇談会の進行・調整
- ・家庭教育委員・・・「ほほえみ」作成、校内研修会の開催
- ・教養部・・・しょうわの輪の作製
- ・厚生部・・・親子作業の計画

+

⑤補欠

- ・補欠1
- ・補欠2

◎選出の対象としない者

◎

- ・過去に昭和小学校のPTA会長、副会長（以下、本会正副会長）を経験した保護者（の家庭）
- ・対象児童について、過去に環境整備部長・副部長、校外生活部長・副部長、地区PTA会長会・副会長会会長を経験した保護者（の家庭）
- ・対象児童について、過去に④学級役員を経験した保護者（の家庭）
- ・当該年度の昭和小学校のPTA会長、副会長に内定している保護者（の家庭）
- ・当該年度において、犀南ブロック内の中学校（川中島中学校、広徳中学校、更北中学校）のPTA本会正副会長に内定している保護者（の家庭）
- ・対象児童の兄弟の小学校学級で当該年度の④学級役員に決定している保護者（の家庭）

◎留意事項

- ・基本的には下記の選出手順によることとするが、各クラスの話し合いで合意が得られた場合には、選出方法を変更することはかまわない。
- ・くじで決める場合、欠席者については基本的に出席者と同等に扱う。
- ・役員選出に当たり問題が発生した場合には、各クラスで話し合って解決する。

◎選出手順

- 1 クラス担任の先生が、今回の選出が保護者の協力でスムーズに行えるようお願いする。
- 2 現学級会長（不在の場合は◎の非対象者）が司会者となり、出欠をとる。
- 3 今回の選出対象者で、特殊事情により役員ができない者は、クラス全体に話して判断してもらう。
- 4 今回の選出対象者の人数を確認する。
対象者が選出役員の数に満たない場合には、◎の非対象者のうち、本会正副会長経験者を除き、選出対象とする。この者は、自分の希望する役職に優先的に就くこととする。
- 5 今回の選出対象者の中から、学級会長への立候補を受け付ける。1名の場合は決定。複数名の立候補があった場合には、くじで1名を決める。
- 6 残りの④学級役員（学級会長への立候補がない場合には学級会長を含む）への立候補を受け付け、くじで学級役員名を決める。
- 7 未決定の④学級役員について、今回の選出対象者全員でくじ引きをして決める。
決定した学級役員の中に欠席者がいる場合には、その場でクラス担任の先生に電話で役員決定したことを伝えてもらう。
- 8 ⑤補欠について6、7と同様の方法で決定する。
年度途中の転校などで学級役員に欠員が生じた場合、その役職に補欠1、補欠2の順で就くこととし、役職の順送りなどはしない。
- 9 司会者が、決定した④学級役員4名と⑤補欠2名を改めてクラス全体に確認する。